

川 療 発 第 1 7 7 号

令和4年10月26日

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 管 理 者 様

こ ども 未 来 部 療 育 支 援 課 長

児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 実 践 研 修 の 修 了 状 況 の 確 認 に
つ い て （ 通 知 ）

日 ご ろ か ら 本 市 の 児 童 福 祉 行 政 に つ い て 、 格 段 の ご 理 解 と
ご 協 力 を 賜 り 、 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 平 成 3 1 年 4 月 1 日 か ら サ ー ビ ス 管 理 責 任 者 及 び 児
童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 の 研 修 体 系 が 見 直 し と な り 、 基 礎 研 修 、
実 践 研 修 、 更 新 研 修 の 3 区 分 の 研 修 が 設 け ら れ 、 児 童 発 達 支
援 管 理 責 任 者 （ 1 人 目 ） と し て 配 置 す る た め に は 実 践 研 修 又
は 更 新 研 修 の 修 了 が 必 要 と な り ま し た 。

こ の 見 直 し に 伴 い 、 平 成 3 1 年 3 月 末 ま で に 旧 体 系 の 児 童
発 達 支 援 管 理 責 任 者 研 修 等 を 修 了 し て い る 者 や 平 成 3 1 年 度
か ら 令 和 3 年 度 に 基 礎 研 修 を 修 了 し た 者 で 実 務 経 験 を 満 た し
て い る 者 に つ い て は 、 経 過 措 置 に よ り み な し 配 置 が 可 能 で あ
り 、 期 限 ま で に 実 践 研 修 を 修 了 す る 必 要 が あ り ま す 。

令 和 3 年 1 2 月 2 3 日 付 「 指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 指 定 基 準
等 の 遵 守 に つ い て （ 通 知 ） 」 （ こ ど も 未 来 部 療 育 支 援 課 長 通 知 ）
及 び 集 団 指 導 等 に よ り 、 当 該 経 過 措 置 及 び 修 了 し た 場 合 の 報
告 に つ い て 、 周 知 し て い る と こ ろ で す が 、 実 践 研 修 を 修 了 し
た 場 合 の 報 告 の 期 限 を 下 記 の と お り と し ま す の で 提 出 を お 願
い い た し ま す 。

1 提出書類

- ・ 児童発達支援管理責任者研修修了報告書
- ・ 児童発達支援管理責任者実践研修修了証（写）

2 提出期限

実践研修を修了した月の翌月 10 日まで
（修了証の送付が遅れている場合はご連絡ください。）

3 提出方法

データで下記アドレスに提出
Ryoikushien☆city.kawagoe.lg.jp

4 留意事項

- ・ 期限までに提出されない場合は、児童発達支援管理責任者不在とし、各種減算等を適用する場合がありますので忘れずに提出してください。

< 担当 >

所在地：〒350-8601

川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川越市役所 1 階
療育支援課 療育支援担当

T E L：049-224-6247 F A X：049-225-3033

E-mail：ryoikushien☆city.kawagoe.lg.jp